審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		病院、診療所、助産所の	病院、診療所、助産所の開設の許可	
根拠法令及び条項		頁 医療法第7条第1項	医療法第7条第1項	
	■有(第3条第1項に該当する場合を含む。)			
	□無(根拠:第3条第2項第 号に該当)			
	公表 ■する □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)			
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)			
審査基準	別紙			
基準				
審査基準設定年月日			査 基 準 終変更年月日 平成27年 2月 1日	
標準処理期間		■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)		
		期間(8~14日)		
		□無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間設定年月日			準処理期間 終変更年月日 平成27年 2月 1日	
所管部署		健康部 生活衛生課		
備考				

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

1 開設者

- (1) 営利を目的として開設するものではないこと(医療法第7条第5項)
- (2) 平成5年2月3日付総第5号・指第9号 厚生省健康政策局総務・指導課長 連盟通知 に適合していること。

2 名称、診療科目等

平成17年7月1日付医政総発第0701001号および厚生労働省の作成する広告作成ガイドライン、平成24年9月28日付医政発0928第1号厚生労働省の作成する医療機関ホームページガイドラインに適合していること。

3 従業員の定員

従業員の定数について、新規開設の場合、診療科目、病床数等同等規模類似医療 機関の過去1年間の入院、外来患者数を推定数として算定すること。

4 その他

施設の建設等の計画ができていること(建設に係る期間は上記6月に含まない)、 必要な人員、特に管理者となる医師が常勤で確保できていること等、許可後6月以 内に開設できる準備が整っていること。